

全日本下の句歌留多稚内大会規程

第1条 趣旨

この規程は、稚内北都歌留多倶楽部が主催する全日本下の句歌留多稚内大会（以下「大会」という。）を円滑に進行するため、必要な事項を定める。

第2条 選手

- 1 大会に参加する選手（以下「選手」という。）にあつては、歌留多道精神に則り、子ども・青少年の手本となるように心がけ、周りに迷惑をかけることの無いように振る舞うこと。
- 2 大会の参加資格は、中学校卒業以上の者とする。

第3条 チーム登録

- 1 チームの登録は、全日本下の句歌留多協会(以下「協会」という。)に加盟する支部・倶楽部単位で行い、登録選手は原則同一支部・倶楽部の選手でなければならない。やむを得なく混成チームとなる場合は、事前に大会事務局へ届け出ること。
- 2 協会に加盟していない倶楽部・愛好会等に所属する者は、隣接又は最寄りの協会に加盟する倶楽部として参加することが出来る。また、協会に加盟していないが、北部北海道歌留多連合会に加盟している支部・倶楽部の選手は、参加できるものとする。ただし、その取扱いは、前項の取り扱いと同様とする。
- 4 選手登録できる人数は 1 チーム 4 人までとし、1 試合に出場出来るのは 3 人とする。
- 5 登録選手が 4 人の場合、試合ごとに出場選手を自由に組み替えることが出来る。
- 6 組み合わせ抽選後は、如何なる事由があつても登録選手の変更は認めない。
- 7 出場選手は、試合開始後、怪我、体調不良等の理由により第7条に規定する総括審判又は競技運営役員及び委員（以下「主催者」という。）が認める場合は、控え選手と交代することができる。ただし、怪我、体調不良等の理由により試合中に交代した選手は、試合当日の残りすべての試合に再び出場することは出来ない。
- 8 競技は、A 級及び B 級に分けて行う。
- 9 選手は A 級又は B 級のどちらか一方に登録するものとし、A 級及び B 級に重複して登録することができない。

第4条 大会競技規程

- 1 競技は、全日本下の句歌留多協会競技規程（以下「協会競技規程」という。）に準じる事を基本とするが、大会運営において試合進行を円滑に進めるために稚内大会競技規程（以下「大会競技規程」という。）として本条を定める。協会競技規程と大会競技規程が相反する場合は、大会競技規程を優先する。
- 2 選手は、大会運営に積極的に協力することとし、進行の妨げ、遅延になるような行為は厳に慎むこと。
- 3 選手は、主催者の審判員配置の要請に応じなければならない。

第5条 読み手

- 1 読み手は、公平を期するため、主催者において、試合を行っていない倶楽部から選考し、直接指名することを基本とする。ただし、これによりがたい場合は、主催者の判断により読み手を指名することができる。
- 2 主催者は、大会会場の広さや競技環境を勘案して、読み手にマイク等音響設備を使用させるものとする。
- 3 本条第1項及び第2項に定めるもののほか、協会競技規程第8章読手員ガイドラインの規定によるものとする。

第6条 審判

- 1 円滑に試合を進行するため、試合を行うすべてのシートに審判を配置する。
- 2 審判は、試合に出場していない選手又は審判として適当と認めた者の中から主催者が指名する。
- 3 審判として、主審及び副審をシートの両端に配置する。また、主催者は選手からの求めにより、中堅の傍らに中審を配置することができる。
- 4 主審は、競技の判定の他、読み手への「待った」、「返し」の伝達を行うものとする。
- 5 副審は、競技の判定の他、各チームの出場選手、「待った」の回数、ポジション移動の回数、勝敗確定時の札の差枚数を記録するものとする。
- 6 審判は、読み手への「待った」、「返し」の伝達は旗を用いて行うものとし、「待った」は赤旗、「返し」は白旗を使用することを基本とする。なお、使用する旗の色は、主催者の判断で変更することができる。
- 7 審判に指名された者は、公平を期するため、自らが所属する倶楽部のチームの試合が行われるシートにつくことはできない。
- 8 選手は、取り札の「早い」、「遅い」又はお手付きの「あり」、「なし」など双方の意見が相違する場合は、速やかに審判に判定を委ねるものとする。
- 9 選手は、審判に判定を委ねる場合は双方の同意のもとで行うものとする。
- 10 審判は、選手から委ねられた場合を除き、自ら判定を述べてはならない。
- 11 審判は、相対する選手の間で2、3回の問答で決着しない場合は、判定を委ねるよう促すものとする。
- 12 審判の判定は絶対であり、選手は審判の判定に不服を示す言動をしてはならない。
- 13 審判は、選手に故意に試合進行を妨げ、遅延させる行為が見られた場合は、速やかに総括審判に報告するものとする。
- 14 審判が協会競技規程又は大会競技規程に違反した場合は、主催者は警告や交代の措置を講じるものとする。
- 15 本条第1項から第14項までに定めるもののほか、協会競技規程第9章審判員ガイドラインの規定によるものとする。

第7条 総括審判

- 1 総括審判は、主催者としての権限を有し、怪我や体調不良等の選手の交代の判断、

遅延行為への警告や退場の判断、ルール解釈の説明等を行うものとする。

- 2 総括審判は、主催者が指名し、読み手の傍らに1名以上配置する。
- 3 総括審判は、試合が行われているシートの審判からの「待った」「返し」を読み手に伝達するものとする。
- 4 総括審判は、選手に故意に試合を遅延させる行為が認められたときは、当該選手に警告し、これに従わない場合は退場を命じることができる。なお、退場を命じられた選手は、当該大会の残りすべての試合に出場することができない。

第8条 試合

- 1 1試合あたりの時間は、概ね1時間30分（90分）とし、試合前後の準備、整頓等を含めた時間は概ね2時間を目安とする。
- 2 試合では概ね50枚読み上がりの時点で、休憩時間（5分程度）を確保するものとする。
- 3 試合中のシートが残り1シートとなった場合、時間短縮のため、読み手と審判は選手の了解のもと、協力し速やかに読み札と残り札を確認の上、枚数合わせをするものとする。
- 4 試合場には、敷物、飲み物（蓋付の物に限る）、タオル、救護用具等試合に必要なものの以外、持ち込んではいならない。
- 5 飲酒している選手の出場及び競技中の飲酒、喫煙を禁止する。
- 6 試合をビデオカメラ等（以下「カメラ等」という。）で撮影する場合は、必ず相手チーム及び総括審判の許可を得るものとし、設置場所は、審判の着座位置を優先し、判定に支障がないようにしなければならない。なお、カメラ等の操作は持ち込んだ選手のみ可能とする。
- 7 試合場には、選手、審判、読み手、総括審判及び主催者以外は立ち入ってはならない。
- 8 試合を観戦する者（以下「観戦者」という。）は、主催者が定めた場所にて観戦することができる。
- 9 観戦者は、読みが始まったら一切身動きをせず、物音を立ててはならない。
- 10 試合場への出入りは、読みと読みの合間に行わなければならない。
- 11 競技が終了した選手は、読みと読みの合間に速やかにシートから離れなければならない。
- 12 観戦者や競技が終了した選手は、他の試合に指示を出してはならない。

第9条 感染症対策に関する特別ルール

- 1 感染症対策については、個人の判断に委ねるものとする。
- 2 発熱及び体調不良の者は、大会への参加はできないものとする。

附則 この規程は、令和6年4月13日より適用する。

附則 この規程は、令和7年4月12日より適用する。